



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 29/2013年3月号

発行日：2013年3月22日

中国からPM2.5が季節風に乗って日本に上陸しているようです。空気だけは、全人類に均等に与えられた財産だと思っておりましたが、その品質が地球上の場所により異なる可能性が出てきました。今後は、空気もお金で買う時代になるのでしょうか？

I. 最新情報（2013年2月1日～2013年2月28日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年2月 13日	実務 指針	「税効果会計に関するQ&A」の改正について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成25年2月7日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「税効果会計に関するQ&A」の改正について」を同日付けで公表しましたのでお知らせします。 本改正は、平成24年5月に公表された企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に対応するための見直しを行ったものです。主な改正内容は次のとおりです。 ＜主な改正内容＞ Q15を追加し、次の考え方を示した。 (1) 未認識項目を連結貸借対照表上で負債（又は資産）として即時認識しても、連結財務諸表における会社分類は、個別財務諸表における会社分類と変わらない。 (2) 未認識項目を連結貸借対照表上で負債として即時認識した場合において生じる将来減算一時差異についても、将来解消年度が長期にわたる将来減算一時差異に当てはまる。 (3) 会社分類が変更となり、連結財務諸表上、退職給付に係る負債に係る繰延税金資産の回収可能性を見直す際には、連結損益計算書や連結包括利益計算書で調整する。	—

2013 年2月 27日	委員 会報 告等	会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」及び「退職給付会計に関するQ&A」の廃止について	日本公認会計士協会では、企業会計基準委員会から、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「新会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「新適用指針」という。）が平成24年5月17日に公表されたことを受け、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」及び「退職給付会計に関するQ&A」（以下、両者を合わせて「実務指針等」という。）の廃止に向けた検討を行ってきました（「企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」等の公表に対する当協会の今後の対応について（お知らせ）」（平成24年7月12日 日本公認会計士協会）参照）。今般、当協会は新会計基準及び新適用指針の適用開始と整合するよう、以下のとおり、実務指針等を段階的に廃止します。 ① 平成25 年4月1 日以後開始する事業年度の年度末をもって、実務指針等を廃止する。 ② ただし、①の取扱いにかかわらず、実務指針等のうち、新適用指針第68 項に規定される第2 項から第5 項、第10 項から第21 項、第32 項及び第33 項並びに当該各項において参照されている他の項等については、新会計基準第36 項及び新適用指針第68 項が定める期間の終了時（別紙参照）をもって廃止する。 ③ 新会計基準及び新適用指針を早期適用する場合は、上記取扱いに従って適宜読み替えるものとする。	—
-----------------	----------------	---	---	---

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年2月 19日	意見	IASB 公 開 草 案 「IFRS の年次改善 2011 年 - 2013 年サイクル」に対する意見について	平成 24 年 11 月 20 日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「IFRS の年次改善 2011 年 - 2013 年サイクル」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 25 年2月 18 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

特になし

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

比較情報における重要性が増した勘定科目の時価注記について

前事業年度の貸借対照表において「貸付金」を「その他」の科目に含めて表示していましたが、当事業年度に重要性が増して「貸付金」を別掲することになりました。これは、表示方法の変更に該当するため、財務諸表の組替えを行い、前事業年度の「その他」に含めていた「貸付金」を別掲します。また当事業年度に「貸付金」についての金融商品の時価に関する注記を行う予定ですが、そこで前事業年度の「貸付金」の時価を、現時点において新しく算定し、当事業年度の比較情報として財務諸表に注記する必要があるのでしょうか？

比較情報は、当事業年度に係る財務諸表に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいい、当事業年度に係る財務諸表の一部を構成するものとして作成されることとなります(財務諸表等規則第6条)。このため、注記を含む比較情報を開示する場合には、当事業年度に関する事項を基礎として、それに対応する前事業年度に関する事項を開示することになると考えられます。従って、当事業年度に貸付金の時価を注記したのであれば、前事業年度における貸付金の時価は、当事業年度に係る財務諸表を財務諸表利用者が理解し、その意思決定に資するものと考えられることから、現時点において新たに算定し、注記することになると考えられます。

2. ペーパーフェイスブック

今回も「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

テーマ：学校法人の会計及び監査

【疑問】

学校法人の会計基準はどのように変わるのだろうか？(第三回：最終回)

【つぶやき】

<その他の論点>

企業会計も含め、国立大学法人会計、独立行政法人会計及び公益法人会計等との比較可能性や学校法人会計の特性を踏まえた上での検討が行われました。

① 減損会計について

時価評価の必要性は薄いものと判断し、減損会計の導入は見送る。

一方、災害等で利用できない施設等の有姿除却の考え方を導入した。

② 金融商品会計について

現行の保有目的別の時価情報の注記から商品の種類別かつ貸借対照表の表示科目別の注記の表示をする。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

また、学校法人の資産運用が売買目的ではないことが多いことを鑑み、時価会計の導入は行わない。

③ 退職給付会計について

特に改正点なし。

④ 連結会計について

持分の概念がなく連結会計は導入しない。但し、現状の関連当事者の注記の範囲を広げる必要がある。

⑤ 継続性について

企業的な継続性の前提の考え方は導入しない。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上